

職場改善推進活動表彰要綱

制 定 平成27年 6 月25日

(目 的)

第1条 この要綱は、職場活性化及び業務改善活動による職場風土改革に関する職員の自主的・自発的な取組み並びに地域におけるボランティア活動等の取組みを奨励し、職員の意識改革及び職場風土活性化の推進並びに地域とのよりよい関係づくりを推進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当し、特に優れていると認められるものに対して、管理者表彰を行う。

(1) 職場内で継続的に職場の活性化、職場風土改革を推進する取組みで、他の模範となるもの

または、業務改善活動による職場の活性化、職場風土改革を推進する取組みで、他の模範となるもの

(2) 継続的な地域との連携、地域に貢献する職場単位のボランティア活動で、他の模範として推奨すべきもの

(事務局長表彰)

第3条 事務局長は、前条各号のいずれかに該当し、優れていると認められるものに対して表彰を行うことができる。

(表彰の手続)

第4条 課長および工場長は、第2条に定める表彰事由に該当する場合、必要書類を事務局長あて提出するものとする。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 6 月25日から実施する。